

**大阪府立佐野高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者
募集要項に係る仕様書**

1 使用許可物件

本公募は、学校食堂営業と自動販売機設置のセットで行います。

(1)学校食堂営業

使用許可場所／所在地	使用許可面積	数量	年間使用料(年額・税抜)
大阪府立佐野高等学校 食堂棟1階 食堂 泉佐野市市場東2丁目14番1号	厨房 100.00㎡ (食品庫・更衣室・WC等を含む)	1式	0円(免除)

※情勢等により使用料免除の取扱いを変更する可能性があります。

(2)自動販売機設置

設置面積	台数	年間使用料 (年額・税抜)	その他(特記事項)
0.5㎡未満	1台	0円 (免除)	設置スペースは狭小です。 1.0㎡を超える大きな自販機は設置できません
0.5㎡以上 1.0㎡未満	1台		
1.0㎡以上	—		

※自動販売機については、2台設置するものとし、設置場所及び自動販売機の種類等は、学校と協議し決定するものとします。

※ (1)及び(2)については「募集要項」を参照。

※情勢等により使用料免除の取扱いを変更する可能性があります。

2 経費の負担

「募集要項3公募条件等(3)必要経費の負担イ光熱水費その他経費の負担内容」に定める、光熱水費その他経費の負担内容は、次のとおりとします。

自動販売機の設置及び移設・増設・撤去に要した工事費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とします。

なお、毎月の光熱水費使用料の計算は次の【光熱水費使用料計算式】のとおりとし、大阪府(大阪府教育委員会教育長)が指定する期限までに全額納入してください。

【光熱水費使用料計算式】

電力・水道の各料金は、子メーターが接続する親メーターにより学校が支払う月額料金×子メーターの表示する月間使用(電力・水)量($\text{kW} \cdot \text{m}^3$)÷当該親メーターの表示する月間使用(電力・水)量($\text{kW} \cdot \text{m}^3$)で算定することとし、ガス料金に関しては、大阪ガス(学校契約のガス供給事業者)が設置する契約メーターのうち、厨房室系統に係る使用番号のガス料金を大阪ガスに支払うものとする。

なお、学校が支払う月額料金には、消費税及び地方消費税を含みます。また、設置事業者が支払う光熱水費に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

3 使用条件等

(1) 食堂営業時間について

営業時間は、原則 9時30分から13時20分までの間で、学校と協議のうえ設定していただきますが、開校日の昼休憩時間帯の12時35分から13時20分までの間は、特別な事情のない限り必ず営業しなければなりません。また、営業時間の延長等や土・日・祝祭日の営業については、別途協議に応じますが、学校からの要請には極力沿うものとします。

なお、学校の年間行事予定表及び月間行事予定表を事前に渡しますので、営業の参考にしてください。

(2) 身分証の携行・表示について

営業事業者は、学校内へ出入りする従業員に対し、身分証を携行・表示させるものとします。

(3) 火元責任者の配置について

厨房には、常勤の火元責任者を配置し、従業員を含めて防火管理を徹底するものとします。

(4) 学校敷地内の禁煙について

学校敷地内は、終日全面禁煙としています。従業員に徹底してください。

(5) 食材・物品類の搬入・搬出等について

食材・物品類の搬入・搬出等については、学校の指示に従ってください。

(6) 食堂・厨房・更衣室・便所・手洗所内の現状について

使用許可対象の各室内は、日常の清掃を行っていますが、建物の経過年数に伴う壁面・床面等の傷み・汚れがあります。学校は原則として、使用許可前、使用許可後に関わらず、これらの経年による傷み・汚れの修復は行いません。通常の清掃や模様替えを行う場合は、営業事業者の負担により行ってください。

(7) 厨房設備・什器・備品等について

厨房設備・什器・備品等については、募集要項「厨房設備等無償貸与物品一覧表」に記載の物品を無償貸与します。記載している物品等については、機能及び状態を十分確認してください。学校は使用期間中の耐用を保証するものではありません。

なお、営業に必要な什器・備品等について、「厨房設備等無償貸与物品一覧表」に記載以外の物品については、営業事業者の費用負担により用意してください。また、「厨房設備等無償貸与物品一覧表」に記載の物品について、学校の許可を受けて貸与物品に代えて営業事業者の費用負担により、什器・備品等を持ち込むことができますが、貸与物品は営業事業者の責任により保管・管理してください。

(8) 自動販売機設置方法等について

自動販売機は、設置場所に、自動販売機毎に指定した外形寸法を超えないものを設置してください。また、日本工業規格自動販売機据付基準(JIS B 8562-1996)、自動販売機据付基準(2008年策定版)及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、原則として床面へのアンカーボルト固定を行うものとします。設置を行う際は、事前に固定方法及び使用する固定金具(アンカーボルトを含む。)について学校の承認を受けてください。

(9) 販売品目及び提供価格について

【学校食堂】

学校食堂におけるメニューは、下記の《メニュー表》に記載している販売品目を原則として用意しなければならないものとし、提供価格についても次に従うものとします。

なお、販売品目及び提供価格を変更する場合は、事前に学校と協議し、承認を受けなければなりません。

《メニュー表》

販 売 品 目	提供価格（消費税込み）	備考
日替わり定食(弁当)	530円 以下	
丼 類	380円 以下	「カツ」入りは50円上限
カレーライス	380円 以下	「カツ」入りは50円上限
うどん・そば・ラーメン類	300円 以下	
肉入りうどん・ラーメン類	380円 以下	
おにぎり各種	150円 から	
菓子パン	110円 から	
サンドウィッチ・ドック	200円 から	
鶏からあげ	220円 以下	

※ 希望する者に、湯茶又は水が提供できる体制を整えてください。

【自動販売機】

ア 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、牛乳、ジュース類のペットボトル、紙パックの密閉式の容器入りの清涼飲料や乳酸菌飲料とし、酒類・タバコの販売は厳に行わないこと。なお、アイスクリーム、カップラーメン等の販売については、行いません。

イ 販売金額(消費税額込み)は、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(10) 自動販売機維持管理責任について

次のことを遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意し、在庫・補充管理を適切に行うこと。
なお、リース等の契約により、自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、

商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないものとします。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを学校に提出しなければなりません

イ 原則として清涼飲料水等の自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・処分及びリサイクルをすること。

なお、回収ボックスの設置にあたっては、使用許可された区域以外に設置した場合にあっては、その面積は使用許可面積に算入しないものとします。

ウ 営業にあたり、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(11) 売り上げ実績等の報告について

設置事業者は、許可を受けた食堂及び自動販売機の設置期間中における、収支実績(仕入れ値・人件費・光熱水費(電気、ガス、水道)・税・売上額・その他等)を、食堂営業と自動販売機設置別(光熱水費は一本化)に、毎年度末に学校へ報告するものとします。

4 参考データ

(1) 勤務する教職員数等

令和8年5月1日 現在	
区 分	人 数
教職員	57人
生 徒	851人

(2) 食堂営業

① 利用可能座席数 約 1 1 4 席

② 食堂の売上げ等の状況

(売上額は前事業者の申告額であり学校で把握しているものではありません)

		令和7年度(令和7年4月～令和8年3月)
食 堂 売 上 (年間)		約 4,900,000円
光熱水費(年間) (食堂・自動販売機)	電 気	約 151,000円
	水 道	約 58,000円
	ガ ス	約 101,000円

(3) 令和7年度の自動販売機の売上等の状況

設置 番号	設置場所	種類	令和7年度(令和7年4月～令和8年3月)
			売上額
1	大阪府立佐野高等学校 体育館1階食堂横（屋内設置）	PET	約 262,000円
2	大阪府立佐野高等学校 体育館1階食堂横（屋内設置）	PET	
計	—	—	約 262,000円

※ 校内の取り決めから、自動販売機では「缶入り飲料」の販売はご遠慮いただいています。

5 その他

- (1) 食堂を利用する生徒、教職員等の意見や要望を聴き、即座に改善反映することのできる利用者にオープンな食堂をめざすため、食堂内への『ご意見箱』の設置などの対策を積極的に講じるものとします。
- (2) 食堂営業で発生する廃棄物は、営業事業者において個別に廃棄物の収集運搬等を実施してください（排出される廃棄物の収集運搬は学校では実施しません）。
- (3) この仕様書に定めるもののほか、使用に関して調整が必要な事項が生じた場合は、学校と協議しなければならないものとします。